

令和 8 (2026) 年度 戦略的研究推進事業 (学内公募型研究助成) 「STEP-UP 研究支援」 募集要項

1 目的

令和 8 (2026) 年度科学研究費助成事業(科研費)において、基盤研究(A) (B)の研究代表者として応募し不採択になった申請者のうち、不採択時の評価が高い評価であった申請者について、次年度も同等以上の種目に申請することを条件に研究費を支給する。指定種目の採択経験が無い研究者が本助成事業を活用することによって、不採択時の研究停滞のリスク緩和に伴う上位種目の申請意識向上と、科研費申請書作成支援の定着化を図り採択率向上を目指す。

【科研費指定種目】

基盤研究 (A)、基盤研究 (B)

2 応募要件

次の①～③のすべてを満たす者

- ① 本学と雇用関係のある教員（雇用期限に定めのある教員の場合は令和 8 (2026) 年 4 月 1 日現在で 60 歳未満の教員に限る）。
- ② これまで各指定種目に採択された経験が無く、令和 8 (2026) 年度公募において基盤研究 (A) (B) に研究代表者として申請し不採択となった者（研究計画最終年度前年度の応募は除く）。
- ③ 令和 9 (2027) 年度科研費公募において令和 (2026) 年度科研費公募より同等以上の指定種目に研究代表者として申請すること。

3 助成上限額と採択予定件数

基盤研究 (A) : 1 件あたり 上限 300 万円として、1～2 件程度採択予定。

基盤研究 (B) : 1 件あたり 上限 100 万円として、10～15 件程度採択予定。

※いずれも学内研究者への助成とし、学外分担者に経費を配分することはできない。

※上記は目安であり、最終的な採択可否及び助成金額は申請者総数と審査結果及び予算状況により総合的に判断し、助成金額は上限額に満たない場合もあるため留意すること。

4 助成期間

令和 8 (2026) 年度中とし、研究費の繰り越しはできない。

5 採択後の義務（採択された場合に満たすべき要件）

- ① 令和 9 (2027) 年度科研費公募において令和 8 (2026) 年度と同等以上の種目に研究代表者として申請すること。また、結果として不採択となった場合、不採択評価（各評点要素を含む）を報告すること。
- ② 指定種目の申請書作成時に URA 又は研究サポートセンターの申請書作成支援を受けること。
- ③ 事業終了後、令和 9 (2027) 年 5 月末日までに、「研究成果報告書」を学術研究・産学共創推進本部事務局（研究推進課）宛にメールで提出すること。

- ④ 本助成により得た研究成果を発表する場合は、大阪公立大学戦略的研究推進事業による助成を受けた旨を謝辞等で明示すること。
- ★ 上記の採択義務が達成されない場合は、次年度戦略的研究推進事業への応募資格を停止し、かつ使用した研究費相当額を返還しなければならない。

6 申請期間

令和8年(2026)年4月13日(月)～5月11日(月)17:00必着【厳守】

7 申請方法

申請者は下記、本学ウェブサイト内「戦略的研究推進事業」ページに掲載の募集要項を熟読し、下記(ア)申請書PDFと(イ)(ウ)PDFを添付し、電子メールのタイトルを「**STEP-UP 応募_応募種目名_研究代表者氏名**」として、学術研究・産学共創推進本部事務局(研究推進課)宛にメールで提出すること。

【戦略的研究推進事業ページ URL】

大阪公立大学ウェブサイト>研究・産学官連携>研究推進・支援>研究支援施策>戦略的研究推進事業
<https://www.omu.ac.jp/research/promotion/measures/strategic/>

【提出先メールアドレス：gr-knky-suishinhonbu@omu.ac.jp】

※学術研究・産学共創推進本部事務局からの受理メールをもって応募受付完了とする。

【提出書類】

(ア) 申請書

(イ) 令和8(2026)年度科研費 審査結果開示の写し

(ウ) 令和8(2026)年度科研費の研究計画調書の写し

※各ファイル名は「**書類の記号(ア～ウ)_応募種目名_研究代表者氏名**」とすること。

例)：基盤研究(A)申請書の場合、「ア_基盤A_研究代表者名」

8 選考及び審査基準

① 選考

申請書類一式の書類審査の後、学長承認により支援対象者の最終決定を行う。

② 審査基準

- ・不採択後に開示される科研費審査結果の評価を主たる判断基準とする。
- ・また、本事業の申請書類の内容や他の本学の戦略的研究推進事業及び科研費の採択状況も加味し、予算範囲内で総合的に採否及び助成金額を判断する。

9 選考結果

令和8年(2026)年6月～7月を目途に選考し、選考結果を申請者にメールにて通知する。

1.0 成果報告

事業終了後、2カ月以内に、「研究成果報告書」を学術研究・産学共創推進本部事務局（研究推進課）宛にメールで提出すること。また科研費への応募及び採択状況について、学術研究・産学共創推進本部で確認を実施する。

1.1 研究成果における謝辞

本助成により得た研究成果を発表する場合は、大阪公立大学戦略的研究推進事業による助成を受けた旨を謝辞等で明示すること。

謝辞（Acknowledgement）の記載例は次のとおり。

【和文例（2026年度の場合）】

「本研究（の一部）は、2026年度の大阪公立大学戦略的研究推進事業（STEP-UP研究）による支援を受けて行われたものです。」

【英文例】

This research was supported (in part) by the 2026 Osaka Metropolitan University (OMU) Strategic Research Promotion Project (STEP-UP Research).

1.2 その他

(1) 監査

各研究は監査対象とする。

監査等により経費の不正使用等が認められた場合は、研究費の全部又は一部の返還を求める。

(2) 研究経費

研究経費は令和8(2026)年度戦略的研究推進事業経費から配分する。

本経費の執行は本学ルールに則り、各部局で管理する。

本経費は、当研究の遂行、研究を取りまとめるに当たって必要な経費とするが、以下については対象としない。

- ① 建物等施設に関する経費
- ② 当研究に直接関係のない経費

(3) 関係規程等

大阪公立大学戦略的研究推進事業に関する実施要綱 令和7年2月19日改正

<問い合わせ先>

学術研究支援部研究推進課（杉本キャンパス）

TEL：06-6605-3466（内線：杉本 3466）

MAIL：gr-knky-suishinhonbu@omu.ac.jp

「STEP-UP 研究支援」 Q & A

経費の使途について

- Q 1 : 研究経費として認められないものはあるか。
- A 1 : 建物等施設に関する経費および当研究に直接関係のない経費は認められません。
(例)網戸や窓ガラス、水道管の修繕など。
- Q 2 : 研究経費でパソコンや机、いす、書庫を購入できるか。
- A 2 : 当研究に直接関係がある場合は可能です。
(例)研究データを保管する書庫、研究データを入力するパソコンなど。

応募書類について

- Q 3 : 応募書類を電子ファイルにて送付したが、受付確認(受理メール)が届かない。
- A 3 : 受理メールをもって受付完了となることから、受理メールが届かない場合は、学術研究・産学共創推進本部事務局へ必ずお問い合わせください。
- Q 4 : 応募書類は、PDF 形式以外 (word 等) でも提出可能か。
- A 4 : 応募書類は必ず PDF 形式で提出してください。所定形式以外の場合、受理しません。
- Q 5 : 科研申請時に審査結果の開示を希望しなかったが、当研究費に応募できるか。
- A 5 : 審査結果の開示をもとに選考を行うため、審査結果がない場合は応募できません。

採択結果について

- Q 6 : 助成金額は各区分の上限に応じて各自が申請した金額が付与されるのか。
- A 6 : 上限金額はあくまでも目安であり、予算状況により助成金額は総合的に判断されるため、申請時点の金額より減額される場合があります。
- Q 7 : 他の外部資金に採択されたため、当研究費の採択を辞退することは可能か。
- A 7 : 辞退は可能です。
- Q 8 : 選考内容の開示請求は可能か。
- A 8 : 戦略的研究推進事業 (STEP-UP 研究支援等) の助成は、書面審査を経て学長が承認(学長裁量)することから選考内容の開示は予定していません。

次年度の科研費再申請について

- Q 9 : 次年度の科研費に申請する際には、当研究費を受けた課題と同じ研究課題名、研究種目で申請する必要があるか。
- A 9 : 前回科研費申請種目と同等かより上位の種目に申請してください。研究課題名は変更可能です。
- Q 10 : 次年度の科研費に前回申請種目と同等かより上位の種目で応募しなかった場合はどうなるのか？
- A 10 : 次年度の科研費に前回申請種目と同等かより上位の種目で応募することを採択義務としています。採択義務が達成されなかった場合は、次年度戦略的研究推進事業への応募資格を停止し、かつ使用した研究費相当額を返還していただくことになります。